

電話相談

「子どもの虐待ホットライン」

平田 佳子

はじめに

昨年四月、全国に先がけて大阪に電話相談「子どもの虐待ホットライン」が活動を開始し、一年余り経ちました。その間、寄せられた相談は一六〇〇件をこえ、ほとんど毎日、相談の絶える日はありません。

この電話相談を始めたあと、テレビ、ラジオ、新聞で児童虐待についての報道も増え、広く人びとのなかに児童虐待への関心が高まりつつあります。「子どもの虐待

ホットライン」の存在も知られ始めてきました。そして五月には東京にも「子どもの虐待一一〇番」が発足しました。

過密な都市の片隅でひそかに起こる児童虐待を発見し、援助につながるには電話相談がかなりの効果をあげることが疑いの余地がありません。そしていま、育児不安が広がるなかで、育児相談に対応することが広く虐待の予防となると考えられています。

「子どもの虐待ホットライン」の前提と定義

なにしろ「子どもの虐待ホットライン」は電話による相談ですから、実際に虐待を受けている子どもを直接みて「虐待」の事実を確認しているわけではありません。

虐待の程度や援助の緊急性の判断をするのにも、必ずしも必要ないろいろな情報を収集することができないなかで判断を下さないといけないという限界があります。

そして虐待の範囲を行政機関や医療機関より広くとらえています。(表1参照)それは当ホットラインが緊急通報による早期発見だけでなく、虐待の予防を重視しているからです。

また電話相談を受ける時間が月曜日から金曜日の昼間、わずか六時間であることから相談する人が限られてしまい、当ホットラインの活動報告が児童虐待の一般的な傾向を示しているとはいえません。しかし行政機関や医療機関が把握できなかった広範な虐待の状況、とくに虐待につながる予備軍の存在が浮かび上がってきたとい

えます。

一九九〇年度の活動報告から

この一年の相談受付全件数は一四五三件であり、電話をオーブンした日数は二三四日で、一日平均は六件となります。このうち、虐待にかかわる相談は七〇八件で、全体の四八・八%を占め、一日三件です。

相談者は十歳未満から七十歳以上と幅があり、二十歳代が最も多く、次いで三十歳代です。女性からの相談が九割を占めています。

虐待にかかわる相談のうち、虐待者からの相談が約四分の三(五三四件)であり、二十歳から三十歳代の母親からの相談が九割を越えています。この数は予想をはるかに越えたものでした。母親のうち実母がほとんどです。「母性神話」やいわゆる「継子いじめ」の既成概念はみごとに覆った結果といえます。

一般に、虐待者とは自分が「虐待」であるを意識して

「しつけ」「体罰」あるいは「禁止」はしているが「虐待」とは認識していない場合があります。当ホットラインでは虐待の範囲を表1のようにその重症度を定めて判断しています。

次に虐待の型は身体的、心理的、性的そしてネグレクト

トの四つに分類しています。そのうち、一番多いのが身体的虐待で、ネグレクトや性的虐待は少なく、まだ電話相談につながりにくいところがあります。

被虐待児からの相談は三九件、十歳代が多く、身体的虐待を訴えるものについて性的虐待が三割を越えています。

表1 重症度の判断規準

生命に危険あり	身体的暴力によって生命の危険がありうる外傷を受ける可能性がある。ケアの不足のため死亡の可能性がある(ネグレクト)。
重度	現に子どもの成長や発達に重要な影響が生じているか、その可能性がある。 家族の指導か子どもの保護が必要。
中度	長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧される。 自然経過でこれ以上の改善が見込めない。
軽度	一定の制御があり、一時的なもので親子関係には重篤な病理が見られない。
虐待の危惧あり	「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがある。

児童虐待防止協会

す。少年少女からの相談は大人ですら相談をするのにためらいがあり、家族関係のなかでおこる極めてデリケートな問題ですから、相談の受け手としては十分な配慮が必要です。

被虐待児全体を見ると、五歳以下の子どもが六六%で、二〜三歳が最も多く三〇・五%、男女の比率はほぼ同じです。この時期は反抗期が現出する時期であり、かつ一般的には第二子ができる頃で、母親の育児負担が増大しつつある時期にあたります。

虐待の型と年齢を見ると身体的とネグレクトは就学前の子どもに多く、性的虐待は小学校高学年に見られます。心理的虐待は全体に広がっています。

過去に虐待の経験を持つ人からの相談もあり四十歳以上の人も五人含まれています。今まで誰にもいえなかった過去のつらかった体験を語り、気持ちの整理を図ったのです。

目撃者からの相談は二三五件、全体の一割弱ですが、重症度も緊急度も高く、通報の内容は身体的虐待に次い

でネグレクトのケースです。同居している家族からの相談が多く、とくに母親が父親の子どもに対する身体的虐待を相談してくるケースが目立ちます。隣人からの通報や別居している親族からの相談も多く、いずれも援助機関に紹介状を送ったり、連絡せねばならない深刻な相談が多く見られました。

以上、相談者を中心にして相談の概要を述べたのですが、この「子どもの虐待ホットライン」はいうまでもなく「子ども」と「虐待」に焦点をおいた相談です。ところがこのホットラインが一年間に受けた相談の内容は児童虐待にかかわる相談だけでなく、非常に多岐にわたるものでした。

「子ども」ということで育児やしつけの相談はもとより登校拒否、いじめ、非行、体罰、学業成績の相談など虐待と直接につながらないと思われる相談があり、一方、「虐待」ということから夫が妻に暴力をふるう、孫が祖母を虐待する、成人した女性が実父から虐待されて

いるとの訴えなど現代社会のもつ家族病理の様相を伺わせるものです。

そして、先にも触れたように虐待者本人からの相談が多く、しかも若年層の母親が圧倒的であったことは全く予想しなかったことでした。が、虐待者からの相談は、概して気軽に援助を求め電話してきたという感じではなく、ホットラインの存在は以前から知っていたが、かかるかどうかを迷いながらかなりの時間を過ごし、やっと決心してかけてきたという感じの電話も多かったのです。

たしかに、このホットラインで見える限り、虐待者はほぼ女性であるという結果ですが、電話をかけてくる女性の虐待者は虐待する自分に対して罪悪感や不安を感じ、なんとかやめたい、そういう自分に耐えられない、自分を変えていきたいと思っている母親が多いのです。

男性が虐待者の場合には、妻や親族など目撃者からの電話が大半で、自分からの相談は極めて少ないのです。ここに大きな一つの特徴が見られます。

相談事例

ここで具体的にかかってきた相談を紹介します。まず「虐待が危惧される」と判断した事例です。

*

事例 1

母親は三歳の娘が最近、性器いじりを始めたことを主に話し始めました。しばらく育児の大変さに共感しながら聞いていると、まだおむつのとれない腹立たしさや、育児に対するいらいらした気持ちを訴え出しました。そして本当は子どもが可愛くないともらし、子どもがまとわりついてくると「あっちへいって」といってしまったり、物を当たらないように威嚇して投げたりすることが頻繁になったといえます。「欲求不満がたまっているのです。子どもから逃れたいだけなのかもしれない」と自分自身の洞察を深めながら綿々と吐露していくところは知的なふつうの母親というイメージでした。自

分のしていることが正しいかどうか一度聞いてみたかったといえます。カウンセラーは「母性はもともとあるわけではなく育んでいくものじゃないかなあ」と語りあいながら四十分ほど傾聴していると「少しすっきりしました。また頑張ってみます。」とやって電話を切られました。この事例の場合、カウンセラーは母親に自分から援助を求める力があると判断し、一度保健所で相談してみても下さいという形で終了しています。

この母親にはこれといった生活の不満や不足は見当たりません。しかし都会のマンションの狭い部屋で子どもと一日むかいあい、話をする相手もなく過ごしている孤独な若い母親の姿が想像できるのです。周囲には相談できる人もなく、夫の理解もむずかしい状況です。この母親と子どもとの関係は悪循環していけば虐待へとエスカレートしていくかもしれません。虐待の裾野に広がる人達のひとりと考えられます。

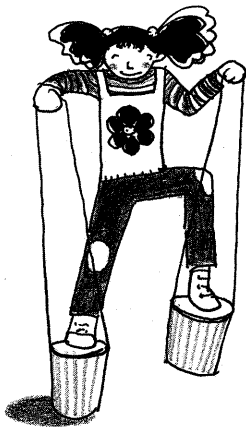
次の事例は「重度」と判断された事例です。相談内容

だけでなく電話相談による援助の方法と関係機関との連携について説明します。

*

事例 2

二児の母親で三歳の息子にのみ腹が立ち、カッとしてあざができるほど殴ったり、蹴ったりしてしまうというものです。とくにせっかく作った食事をひっくりかえさ



れた時などは頭にきて、これまで首に手をかけたことが何度もあったといえます。いま母親の不安はいつかこの子に大きなけがをさせるのではないかということです。そして大きな不満は夫の帰宅が遅く、専業主婦なのだから子育てでぐらいたりまえととりあつてくれないうことです。母親自身、子どもの頃受けた虐待の体験を語り、いまの自分はその時が原因なのですかと尋ね、カウンセラーは言葉に詰まってしまいました。

この母親をとりまく状況を見ますと、生活の上での実質的な困難は見つかりません。経済的には安定していますし、住居は都心に近いマンションです。公園が近くにいために子ども達を遊びに連れていけず、母子双方に友達ができません。そしていま夫との折り合いが悪く全く協力が得られません。母親の実家とはほとんど交渉がありませんし、夫の実家は遠く離れた地方で行き来はありません。下の子は一歳半で手がかかり、目が離せません。

このような育児の危機に母親の周りには援助者も相談

者もないという背景がありました。また虐待の対象となった上の子が未熟児で生まれ、母親の育児負担感が強かったこと、母親が愛情を受けて育っていなかったことなどが複合的に作用して虐待に至ったと考えられます。

この事例の場合、まず母親の訴えをよく聞きました。アドバイスをコメントを入れずに専ら傾聴しながら、虐待の状況や家族関係、近隣や親族との関係、母親の成育歴や性格などを把握していきました。全体の状況や母親のニーズが明確になると、虐待の程度や対応の緊急度が判断できます。その結果、電話相談では問題の解決は困難であり、早い時期に保健所の介入が適当であると方針を立てて、母親に保健婦さんの家庭訪問を受けるように勧めたのです。

この母親も援助を受け入れる気持ちを高めていくことに時間がかかりました。保健所に紹介するには住所や氏名を明らかにしてもらう必要があります。電話相談は匿名でできるという大きなメリットがありますが、機関介入が必要であると判断した場合には確実にその機関の援

助に結び付けることを考えますから、どうしても住所と氏名を聞き、紹介することの同意をとらねばなりません。

相談者が「自分の方からします」と電話を切ってしまうと援助を求めるかどうか不確かになります。援助の手が届かないことを十分に想定しておかねばなりません。

電話相談は一回限りであるという限定条件のなかでの援助活動です。電話を通して一期一会の関係を大切にしたい、一人ひとりのニーズに最も適した援助に結び付けていかねばなりません。

この母親は保健婦の家庭訪問を受け入れ、保健婦さんは父親にも会いました。母親の身体的虐待は少なくなっていました。下の子どもにも手をとられ上の子どもは無視されることが多くなり、より情緒的に不安定になっていきました。保健婦さんは児童相談所の発達観察と母子の通所指導につなぎました。そして翌年の春には保育所に入れるように福祉事務所に依頼をしているということです。

このようにして母親からのホットラインへの相談がきっかけとなり、保健婦さんの活動を中心にした専門機関の援助システムのなかに包含されていったのです。

援助ネットワークの整備にむけて

大阪府では昨年、「被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル」を発刊しました。それには関係者が児童虐待について共通した理解と認識を持つことを図り、関係機関の役割と機能を明らかにして、円滑に連携と協力がとれるよう詳しく説明されています。

「子どもの虐待ホットライン」はいま整えられつつある児童虐待の援助ネットワークのなかで、効果的に機能し関係機関の活動の一助となることを願い、早期発見と予防に貢献していきたいと考えています。

(児童虐待防止協会・元大阪市児童相談所)

※ 事例1・2は『少年補導』（第36巻3月号）「子どもの虐待ホットライン開設から一年」に山下ゆり子が発表した事例である。